

# 運輸安全マネジメントの取り組み

【令和4年度（令和4年3月21日～令和5年3月20日）】

令和4年3月21日 株式会社山本運送 伏見営業所  
所長 森下治也

## ●事故防止のための安全方針

- ・「安全」は企業存続の根幹である。
- ・安全第一を目標に事故ゼロ・労災ゼロを目指す。
- ・KYTを通じ、予測運転・防衛運転に努める。
- ・思いやり・譲り合いの安全運転の企業風土を作る。
- ・アルコール濃度0.00以外の乗務禁止。
- ・
- ・
- ・
- ・

## ●社内への周知方法

- ・営業所において掲示する。
- ・点呼の際に周知する。
- ・

## ●安全方針にもとづく目標

目 標	人 身 事 故	0 件
	物 損 事 故	2 件以内

## ●目標達成のための計画

- ・グッドラーニングの受講を確実にし、職業ドライバーとしての安全意識の向上を目指す
- ・安全会議の開催（7月以降毎月）
- ・ヒヤリハットの情報の収集（同上）
- ・個人面談（年1回）
- ・適性診断の受診（同上）
- ・定期健康診断の受診（同上）
- ・ドライブレコーダーの映像検討会の実施（7月以降隔月実施）
- ・省エネ教育（6月実施）

## ●安全に関する情報交換方法

- ・安全会議において、ヒヤリハット情報等の意見交換をする。
- ・ドライブレコーダーの映像検討会において実施する。

## ●安全に関する反省事項

- ・前方不注視による物損事故、狭隘道路進入における確認不足による物損事故を惹起しているため、同様な事故を発生させない取組を行う。
- ・
- ・

## ●反省事項に対する改善方法

- ・重点項目として、後退時の安全確認徹底による事故防止
- ・信号のない交差点侵入時の一時停止、二次停止の実施、確実に左右確認して、徐行にて交差点を走行する。
- ・抜け道、特に生活道路への進入はしない

## ●安全に関する目標達成状況

令和3年度目標	結 果	備 考
人 身 事 故 0 件	0 件	目標達成
物 損 事 故 2 件以内	2 件	目標達成

## ●自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報

令和3年度実績	事故発生件数	0 件	※自動車事故報告規則(H15.9.26改正国土交通省令第95号)第2条に定められた自動車事故(車両の転覆・転落・火災の発生、死者・重傷者・踏切事故の発生、積載物の飛散・漏えい、運転者の疾病による運行停止、制動装置・かじ取装置・車軸等の故障による運行停止など)
	事故の種類		
	衝突の状態		
	行政処分等		